

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 3年 6月 23日	
和歌山県知事 殿	
提出者 住 所 大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F	
氏 名 大鉄工業株式会社 土木支店 取締役兼常務執行役員支店長 大川 重弘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6305-2910	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大鉄工業株式会社 土木支店
事業場の所在地	大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	2,186百万円
③従業員数	208人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類（コンクリート等）→再生処理業者に委託して、再生砕石等として再資源化。 ・建設汚泥 →再生処理業者に委託して再資源化。 ・木くず及びその他 →再資源化を行っている中間処理業者に委託する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) ・別紙管理体制図のとおり
-------------------------

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・余剰材の引き取り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くず、金属くず及び石綿含有産業廃棄物については分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、紙くず及び廃プラスチックについても分別を実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・現状維持（再生処理業者に委託）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） ・実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） ・現状維持（再生処理業者に委託）			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)  していない  ・実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)  間処理業者に委託)  ・現状維持（中		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。</li> <li>・委託処理業者の現地確認を実施している。</li> <li>・再生利用が可能な廃棄物は、再生利用業者及び再資源化を行っている中間処理業者に委託している。</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者及び再生処理業者から選定する。 ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な運搬業者及び処理業者から選定する。 ・再資源化及び熱回収を行っている中間処理業者に委託する。		
※事務処理欄			

## 建設廃棄物処理に関する管理体制（責務と役割）

(N01)

### 本社の責務と役割

- ① 基本方針の策定
- ② 管理組織の整備
- ③ 建設副産物に関する全般的な教育・指導・啓発
- ④ 処理マニュアルの作成・整備
- ⑤ 法令・行政庁の指導内容等の周知
- ⑥ 建設廃棄物の発生量及び処理実績の把握
- ⑦ 紙・電子マニフェストに関するシステムの教育・指導及び作業所等データのシステムへ登録
- ⑧ 関連情報の提供

208人

### 支店の責務と役割

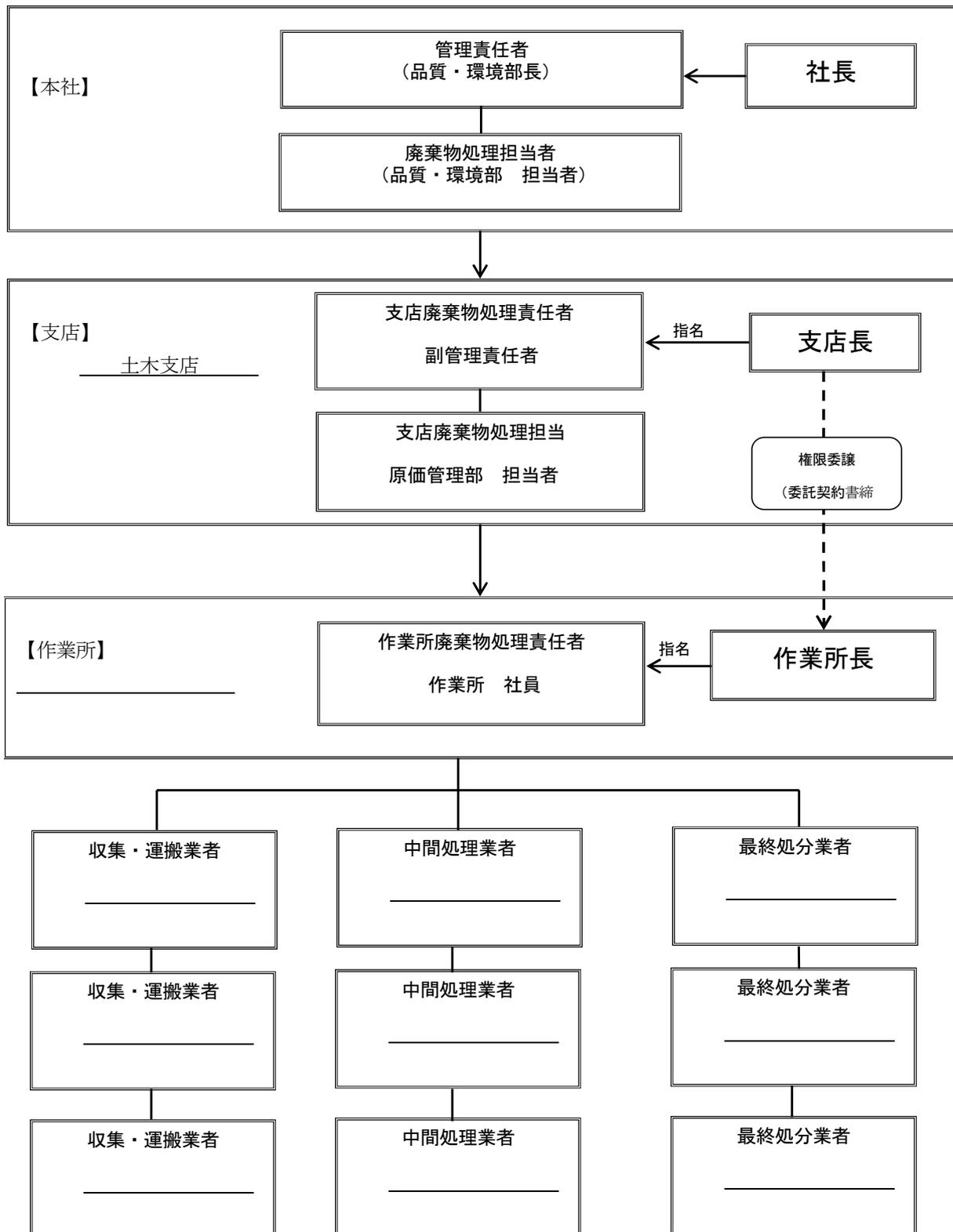
- ① 支店方針の策定、店内の指導管理
- ② 支店廃棄物処理責任者の指名
- ③ 作業所等の廃棄物処理責任者等及び協力業者の教育・指導
- ④ 委託契約の締結
- ⑤ 処理実績の集計把握（紙・電子マニフェスト）
- ⑥ 産業廃棄物処理計画の策定、実施状況の取りまとめ、都道府県知事等への報告
- ⑦ 記録・資料の保管
- ⑧ 関連情報の提供

### 作業所等の責務と役割

- ① 作業所方針の策定、周知
- ② 作業所等廃棄物処理責任者の指名
- ③ 建設廃棄物処理計画書の作成
- ④ 処理業者・再資源化施設の調査、選定
- ⑤ 委託契約の締結（支店長が権限委譲したもの）
- ⑥ 紙マニフェストの交付及び紙・電子マニフェストの管理
- ⑦ 紙マニフェスト未回収時の確認、適正措置の指導
- ⑧ 処理状況の確認（収集運搬経路、処分施設の稼働状況等の実地確認）
- ⑨ 社員及び協力業者の指導・監督
- ⑩ 処理実績の記録及び支店への報告

# 建設廃棄物処理に関する管理体制図

(N02)



別紙

実績値: 令和2年度実績

目標値: 令和3年度目標

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	コンクリート破片		アスコン破片		その他がれき類		建設汚泥		廃プラスチック		木くず	
排出量	15t	1339t	5t	14t	20t	20t	0t	28t	0t	1t	9t	11t
自ら再生利用する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら熱回収する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により 自減量する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
全処理委託量	15t	1339t	5t	14t	20t	20t	0t	28t	0t	1t	9t	11t
優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	28t	0t	1t	9t	9t
再生利用業者への 処理委託量	15t	1339t	5t	14t	20t	20t	0t	28t	0t	5t	3t	4t
認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t		0t	0t	6t	8t

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	安定型混合廃棄物		管理型混合廃棄物		金属くず							
排出量	22t	12t	0t	8t	101t	0t						
自ら再生利用する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t						
自ら熱回収する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t						
自ら中間処理により減量する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t						
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t						
全処理委託量	22t	12t	0t	8t	101t	0t						
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t						
再生利用業者への処理委託量	22t	12t	0t	8t	101t	0t						
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t						